

適用 13

退職後、特例退職被保険者制度に加入したいとき

『特例退職被保険者制度のご案内』

『特例退職被保険者資格取得申請書』

『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』

- 加入条件
 - ①みずほ健康保険組合（旧 4 行及び旧新光証券健保在籍期間を含む）に通算して 20 年以上又は、40 才を過ぎてから 10 年以上加入していたこと。
※上記条件に加え、旧新光証券健保被保険者の方は平成21年10月1日、旧みずほインベスターズ証券健保被保険者の方は平成25年4月1日にみずほ健保組合に在籍していたことも加入条件のひとつとなります。
 - ②老齢厚生年金を受給（支給停止を含む）しているか受給権（加入時点で年金請求ができる状態）があること。
 - ③被用者保険の強制加入対象者でないこと。
 - ④75 歳未満であること。
以上の要件をすべて満たしていること。
- 加入期間
75 歳の誕生日の前日まで。又は、65 歳以上で市区町村の障害認定を受け後期高齢者医療制度の適用を受けるようになるまで。
- 保険料
毎年 3 月に事業所宛に通知しております【特例退職被保険者制度のご案内】をご確認ください。
保険料は、みずほ健保の平均標準報酬月額を基準に算定されます。加入時に退職後の収入を考え、国民健康保険などと比較し、充分にご検討頂くよう被保険者ご本人にお伝えください。
- 支払方法
初回月分は、振込。2 回目以降は、口座振替です。
支払方法は、「単月払」「半期払」「一年度払」の中から選択。
「半期払」「一年度払」の場合、若干割引があります。
割引額は、加入月によって異なりますので、健保組合にお問い合わせください。
- 給付内容
傷病手当金の支給は、ありません。その他は、在職中と同様です。

【手続き】

- ・提出期限 ー 加入条件が揃ったときから、3 ヶ月以内
- ・添付書類 ー 右頁の【特例退職被保険者制度のご案内】をご参照ください。

必ず、【特例退職被保険者制度のご案内】を加入希望の方にお渡しください。